

令和3年9月21日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

社会常任委員会
委員長 北崎 正則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第52号議案 宗像市農村女性の家条例を廃止する条例について

第53号議案 宗像市コミュニティ・センター条例の一部を改正する条例について

この2議案は、宗像市農村女性の家の設置目的を変更し、新たにコミュニティ活動拠点施設として位置づけるに当たり、宗像市農村女性の家条例を廃止し、また、宗像市コミュニティ・センター条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

吉武地区のコミュニティ活動拠点施設である宗像市農村女性の家について、吉武地区住民の理解が得られ、施設設置時に活用した福岡県農村婦人の家設置事業費補助金についても設置目的を変更しても返還義務がないことが確認できたため、次期指定管理の開始時期（令和4年4月1日）に合わせ、改めて宗像市コミュニティ・センター吉武会館として位置づけるもの。

[第52号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第53号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第54号議案 ふれあいの森総合公園の指定管理者の指定について

ふれあいの森総合公園の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 概要は次のとおりである。

(1) 施設の名称 ふれあいの森総合公園

(2) 団体の名称等 宗像緑地建設株式会社
代表取締役 高柳 勲
宗像市日の里2丁目11番地1

(3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

2 公募により応募のあった1者について、宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会において、書類及びプレゼンテーションによる審査が行われ、宗像緑地建設株式会社を候補者として市に答申した。これを受け、市として検討した結果、現行の指定管理者である同社は過去の実績においても適正な管理を行うことができていること、自主事業の提案内容も充実していることから、宗像緑地建設株式会社が指定管理者として適当であると判断した。

【意見】

(賛成意見)

- ・コロナ禍においては困難であると理解しているが、利用率の向上は指定管理者制度の大前提の目的でもあるので、市民の利用率を向上させることで、指定管理料が市民に還元されるよう努力をしてほしい。新型コロナウイルス感染症対策が仕様書や指定管理料の中には反映されてないとのことだが、臨機応変に対応するため、滞りなく準備をしてほしい。
- ・利用者アンケートによる満足度も高く、関係団体との連携もできていることから、指定管理者には今後もその点を大切にするよう指導してほしい。老朽化した設備については、市民が安全に使えるよう改修してほしい。また、指定管理者制度において、指定管理者に関する詳細な資料を確認することで課題を発見し、改善することは重要であるため、指定管理者に関する詳細な情報を公開することを要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。